

日本学生支援機構奨学金

令和6年能登半島地震にかかる

災害救助法適用地域世帯の学生に対する

給付奨学金（家計急変採用）、緊急・応急（第一種・第二種）奨学金
の募集ならびに返還不要の支援金給付について

記

標記の災害（適用地域は以下を参照）で罹災し、家計が急変（支出が著しく増大もしくは収入が減少）した世帯の学生に対して、日本学生支援機構奨学金の給付奨学金（家計急変採用）および第一種・第二種奨学金（緊急・応急採用）の募集がありました。

またあわせて、本災害により、本人や生計維持者が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生を対象に、JASSO 支援金（10万円（返還不要））の募集がありました。

希望学生は、奨学課までメールにてご相談ください(syogakukin@list.waseda.jp)。

○高等学院・本庄高等学院・芸術学校の学生は所属校の事務所にお申し出ください。

○以下の学生は上記奨学金及び支援金の対象となりません。

- ・学年延長生または標準修業年限内で卒業できない学生
- ・科目等履修生
- ・罹災者が本人または生計維持者ではない場合（親族は不可）

○給付奨学金（家計急変採用）は学部学生のみ対象です。原則として災害後3カ月以内にご申請ください。*

○第一種・第二種奨学金（緊急・応急採用）は、原則として災害後1年以内にご申請ください。*

*申込が卒業直前の場合、推薦できないことがありますので、卒業を3カ月以内に控える方については、事前に奨学課までご連絡ください。

【災害救助法の適用地域】

2024年1月 | 現在

都道府県	市町村
新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町
富山県	富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町
石川県	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町
福井県	福井市、あわら市、坂井市

以上

2024年1月10日

学生部奨学課